

株式会社トランスマイト
運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

2024年6月10日現在

内容		活動報告
(1) 輸送の安全に関する基本方針	2018年6月29日制定 (別紙参照)	
(2) 輸送の安全に関する目標設定	2024年度 安全目標 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保を徹底する 1. 関係法令等の遵守 ①運輸安全マネジメント要求事項に対し管理体制を整え、関係法令等を遵守する。 ②残留アルコール検出者の根絶に向けた取り組みを推進する。 2. 輸送の安全の確保 ①重大事故ゼロ、有責事故の発生を2023年度実績に対し50%以下とする。 ②安全重点指導事項にある重大事故、発生頻度の高い構内事故の削減について具体的な対策を講じる。 ③乗務員から積極的にヒヤリ・ハットを提出させ、その情報をKY Tや予防措置等に繋げ、有責事故防止に役立てる。予防措置は四半期ごとに報告する。 ④厳正なる点呼執行の標準化を図る為、配布された教育用DVDを基に教育をする。 ⑤運輸安全マネジメントで定めた年度目標及び実行計画、年間教育計画を停滞なく実施する。 ⑥睡眠時無呼吸症候群が運転及び健康に与える危険性等について指導すること。 S A Sスクリーニング検査の結果「精密検査を要す」となった乗務員を専門病院へ受診させる。 3. 自然災への対応 ①運輸防災マニュアルに基づく取り組みを推進する。 ②各営業所が被災する可能性がある自然災害を把握し、そのリスクを評価し対策を策定する。計画的に教育と実地訓練を行う。 4. 内部コミュニケーションの充実 ①輸送の安全、関係法令の遵守、職場環境の向上等に関し、乗務員同士が意見や要望を発することのできる機会を設ける。 5. 利害関係者からの安全に関する要望・苦情の撲滅 ①運転マナー（マナー・モラル）を発生させない。	
(3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	2020年度 発生なし 2021年度 発生なし 2022年度 発生なし 2023年度 6/20三芳営業所にて死亡事故 8/11伊勢崎(営) 横転事故	
(4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	別紙参照	
(5) 輸送の安全に関する重点施策	輸送の安全に関する重点施策を以下の通り定める。 1. 営業所長、本社スタッフは、輸送の安全に関する基本方針（第4条参照）に基づき、次に掲げる事項を行う。 (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規定に定められた事項を遵守すること。 (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。 (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。 (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。 (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。 2. グレープ間で密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。 3. 外注先を利用する場合にあっては、外注先の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、外注先と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、外注先の輸送の安全の向上に協力するよう努める。	
(6) 輸送の安全に関する計画	2023年度 教育訓練計画は以下の通り実施する。（名糖運輸株式会社 安全管理部主催） 【管理者教育】 運行管理者教育（名糖運輸株式会社 安全管理部主催） 整備管理者教育（名糖運輸株式会社 安全管理部主催） 運行管理者実務研修（講師：社内担当者 インターリスク総研） 【安全実技研修】 新人研修（交通教育センター レインボースタジアムにて） 事故起因者教育（交通教育センター レインボースタジアムにて） 添乗指導員養成研修（交通教育センター レインボースタジアムにて） 安全運転管理研修（日野自動車 お客様テクニカルセンターにて） 【部署内教育】 各部署で実施（小集団活動・実技教育等）	
(7) 事故・災害等に関する報告連絡体制	事故・災害等に関する報告連絡体制を運輸安全マニュアルに定める。 1. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号 通行管理規程参考）に定める事故・災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣に必要な報告又は届け出を行う。 2. 事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制の詳細を「運行管理規程」に定める。 3. 事故・災害等に対する再発防止については第14条に基づき実施する。	
(8) 輸送の安全に関する教育・訓練	輸送の安全に関する教育・訓練について、運輸安全マニュアルに定める。 1. 営業所長は、「運輸安全教育・訓練計画書」に基づき、自部署の輸送の安全に関する目標（第8条参照）を達成させるために必要となる人材育成のための教育・訓練の具体的な計画を毎年3月に策定し、着実に実施する。 2. 輸送の安全に関する教育・訓練には以下のものがある。 (1) 運転者に対する法で定められた教育・診断 ①初任運転者に対する特別な指導・診断 ②事故起因運転者に対する特別な指導・診断 ③高齢運転者に対する特別な指導・診断 ④一般的な指導及び監督（法定12項目教育） ※貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要追加内容を漏れなく指導する。 ※①～④の実施手順については、運輸安全マニュアルに定める。 (2) 添乗指導（新規採用時・事故発生時・50歳以上・一般運転者2年に1回) (3) 新規採用者指導 (4) 事故発生者教育 (5) 適性診断（法定以外は一般運転者に対して3年に1回以上予め計画をたてて実施する。） (6) 危険予知訓練 (7) 個人面談 (8) 救急救命講習 (9) 運転記録証明書（自動車安全運転センター発行のものを年1回（過去5年分）取得し、事故・違反内容の確認及び指導を行いその内容を記録する。業務中の違反については運転者台帳にも記載する。） (10) その他の教育・訓練 3. 営業所長は、輸送の安全に関する教育・訓練の記録を「運輸安全教育・訓練実施記録書」等に記載し維持する。	
(9) 輸送の安全に関する内部監査	2023年度(4月～3月) 監査実施部署数 4部署 上記を踏まえた措置内容 内部監査による改善事項 = 6件 (是正済み)	
(10) 輸送の安全に関する予算等の実績額	2022年度 電動バーキングブレーキの導入・ブレーキ軽減装置車両の導入 2023年度 電動バーキングブレーキの導入・ブレーキ軽減装置車両の導入（車両価格に含む）	
(11) 安全統括管理者 安全管理規程	【安全統括管理者】 取締役 中村 実行（2019年4月1日就任） 【安全管理規程】 別紙参照 (2018年6月29日 制定版)	